

報道関係者各位

令和7年10月1日

【照会先】

厚生労働省和歌山労働局 雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 平井 裕弥

雇用環境・均等室長補佐 狗巻 真由美

(電話) 073-488-1101

「和歌山県働き方改革推進セミナー」を開催します！

和歌山労働局（局長 中山 始）は、和歌山県域における「働き方改革」の実現に向けた機運の醸成を図るため、11月を「和歌山県働き方改革推進月間」とし、以下のとおりセミナーを開催いたします。

日時： 令和7年11月13日（木） 13:30～16:15

場所： 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 会議室201

（和歌山市手平2丁目1-2）※オンラインでの参加も可能です

参加
無料

セミナー内容：

①講演

「ずっとここで働きたいと思う会社へ
～パワハラ防止から始める職場改革～」
和歌山働き方改革推進支援センター
特定社会保険労務士 中村有希 氏

②事例発表

株式会社 サンコー （えるぼし認定企業）
株式会社 浅川組 （くるみん認定企業）

③業務改善助成金と両立支援等助成金説明

和歌山働き方改革推進支援センター
社会保険労務士 ニノ段直哉 氏

④法改正説明

カスタマーハラスメント対策、
就活ハラスメント対策、女活法改正
和歌山労働局 雇用環境・均等室

⑤個別相談（セミナー終了後）

和歌山働き方改革推進支援センター



【お申込みはこちら】

厚生労働省HP労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

主催：和歌山働き方改革推進協議会

和歌山労働局 雇用環境・均等室

TEL 073-488-1101



- (添付資料)**
- 資料1** 和歌山県働き方改革推進月間開催要領
 - 資料2** 和歌山県働き方改革推進月間 周知リーフレット
 - 資料3** 和歌山県働き方改革推進セミナー チラシ
 - 資料4** 和歌山働き方改革推進協議会設置要綱
 - 資料5** 和歌山働き方改革推進支援センターご案内 リーフレット

「和歌山県働き方改革推進月間」開催要領

- 1 趣旨 和歌山働き方改革推進協議会においては、和歌山県域における長時間労働の削減を中心としたワーク・ライフ・バランスの推進、若者や障害者、高齢者などあらゆる人材の活躍推進、非正規雇用者の労働環境や正社員化を含む処遇の改善、女性の活躍推進等に向けた機運の醸成を図っているところである。

県内企業が和歌山県の現状を認識し、年次有給休暇の取得促進、長時間労働の削減及び柔軟な働き方の推進の取組みを促進し、地域社会の活力につなげるために、集中取組期間として、「和歌山県働き方改革推進月間」を設定し、キャンペーンを実施する。

- 2 開催時期 令和 7 年 11 月

3 取組内容

(1) 周知啓発活動

リーフレット・グッズ(ポケットティッシュ)の作成、配布

(2) 情報発信の実施

プレスリリース、各構成機関のホームページへの掲載

(3) セミナーの開催

日時：令和 7 年 11 月 13 日（木）13：30～16：15

場所：県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 会議室 201

(〒640-8319 和歌山市手平 2 丁目 1-2 TEL. 073-435-5200)

- ① 講演 「ずっとここで働きたいと思う会社へ
～パワハラ防止から始める職場改革～」
和歌山働き方改革推進支援センター 特定社会保険労務士 中村有希 氏
- ② 事例発表 ・株式会社サンコー

・株式会社浅川組
- ③ 各種助成金等説明
・厚労省 業務改善助成金 和歌山働き方改革推進支援センター講師
- ④ 法改正説明 カスタマーハラスメント対策、就活ハラスメント対策、女活法改正
雇用環境・均等室
- ⑤ 個別相談（セミナー終了後）和歌山働き方改革推進支援センター

職場で活かせる「働き方改革」！

和歌山県は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」に直面するとともに、「全国平均より労働時間が長く、年次有給休暇の取得率は低い」などの課題が見られます。

こうした中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、さまざまな人が意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが求められています。魅力ある職場づくりは、人手不足の解消にもつながります。

そのため、和歌山働き方改革推進協議会（裏面）では、11月を「和歌山県働き方改革推進月間」とし、働き方改革の推進に向けたキャンペーンを行います。

【和歌山県の現状】

▶ **和歌山県の令和7年4月の推計人口は872,359人で、29年連続減少。**

（和歌山県人口調査）

▶ **全国平均より労働時間は長いが、年次有給休暇の取得率は上回る。**

（毎月勤労統計調査、就労条件総合調査ほか）

令和6年 総実労働時間
全国平均 1946時間
和歌山県 2006時間

令和5年 年次有給休暇取得率
全国平均 62.1%
和歌山県 66.3%

▶ **出産・育児のために離職した女性の割合は7.7%（全国6.9%）で、全国平均より離職割合が高い。**（令和4年就業構造基本調査）

【働き方改革に取り組みましょう】

- ▶ 年次有給休暇の取得促進
- ▶ 時間外労働の削減
- ▶ 柔軟な働き方の推進

働き方改革に取り組む企業への支援



**企業向け自己診断を
しませんか**



WEBサイトでは、長時間労働や年次有給休暇の取得に関する状況を把握できます。

● 無料相談窓口

（コンサルティング（訪問）の予約も受付中）

▶ **働き方・休み方改善コンサルタント**
電話073-488-1170

（和歌山労働局雇用環境・均等室）

▶ **和歌山働き方改革推進支援
センター**（和歌山労働局 委託事業）

電話0120-547-888（フリーダイヤル）



● 企業の取組事例

▶ **和歌山労働局「働き方改革」
ホームページ**

▶ **和歌山県の働き方改革**



▶ **経済産業省・中小企業庁
ホームページ**



ミラサポplus 中小企業向け補助金・総合支援サイト

● 助成金等のご案内

厚生労働省ホームページでは、中小企業事業主が利用できる様々な支援策をご紹介します。

**中小企業が使える
人材確保支援策・
働き方改革支援策**



助成金は裏面もご覧ください。

●助成金のご案内

▶業務改善助成金【和歌山労働局】

中小企業・小規模事業者が事業場内最低賃金を引上げ、生産性向上の設備投資等を行った場合、その投資の一部を助成（最大600万円）

【活用事例はこちら】

●飲食店 セルフオーダーシステムの導入

●勤怠管理ソフトウェア及びICカード対応のタイムレコーダーの導入 など



▶働き方改革推進支援助成金【和歌山労働局】

労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主に
対して、その実施に要した費用の一部を助成

●勤怠管理システムの導入 ●自動精算機の導入 など



くるみん・えるぼし・ユースエール・もにすの認定制度

厚生労働省は、取組の優良な企業に対しくるみん・えるぼし・ユースエール・もにすなどの認定を行っています。認定を受けると、会社の魅力（子育てサポート、女性の活躍、若者・障がい者の方の定着等）を、求職者、就活生の方などに対して、広くPRできます。



和歌山働き方改革推進協議会

和歌山労働局では、和歌山働き方改革推進協議会の開催を通じて、働き方改革の推進に向けた機運の醸成を図っています。令和5年度から11月を「和歌山県働き方改革推進月間」とし、キャンペーンを行っています。

構成団体：日本労働組合総連合会・和歌山県連合会、和歌山県経営者協会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、和歌山県中小企業団体中央会、一般社団法人和歌山経済同友会、和歌山市、近畿経済産業局、和歌山県、和歌山労働局

「和歌山県働き方改革推進セミナー」（参加無料、オンライン参加も可、事前申込要）

和歌山県働き方改革推進月間キャンペーン

日時：令和7年11月13日（木）13：30～16：15

場所：県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 会議室201

内容：講演、事例発表、助成金の説明、カスハラ対策等説明

（セミナー終了後、社会保険労務士が個別相談をお受けします）

【お申込みはこちら】厚生労働省HP労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>



和歌山労働局 雇用環境・均等室

所在地 〒640-8581 和歌山市黒田2丁目3-3 和歌山労働総合庁舎4階

電話 073-488-1101

（令和7年9月作成）

和歌山県 働き方改革 推進セミナー

事前申込要

セミナー日時

11/13 (木)
13:30~16:15

場所

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛
会議室201

お申込み先

和歌山労働局

雇用環境・均等室

お申込み締め切り日

令和7年11月12日(水)

12:00迄

お申込みはこちら



職場で活かせる働き方改革

①講演

「ずっとここで働きたいと思う会社へ
～パワハラ防止から始める職場改革～」
和歌山働き方改革推進支援センター
特定社会保険労務士 中村有希 氏

②事例発表

株式会社サンコー (えるぼし認定企業)
株式会社浅川組 (くるみん認定企業)

③業務改善助成金と両立支援等助成金の説明

和歌山働き方改革推進支援センター
社会保険労務士 二之段直哉 氏

④法改正説明

カスタマーハラスメント対策、
就活ハラスメント対策、女活法改正
和歌山労働局 雇用環境・均等室

⑤個別相談(セミナー終了後)

和歌山働き方改革推進支援センター

働き方改革に取り組んで
いらっしゃる事業所の
事例発表があります。



※お申込みはこちらからもアクセスできます

厚生労働省HP労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト
<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

主催：和歌山働き方改革推進協議会

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

和歌山労働局 雇用環境・均等室

TEL 073-488-1101

和歌山働き方改革推進協議会設置要綱

1 目的

少子高齢化による人口減少社会を迎えている今、我が国の経済社会を持続的に維持させるためには、誰もが意欲と能力に応じて安心・安全に働くことができる「全員参加型社会」の実現が必要とされている。

また、働き方改革の推進には、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれた魅力ある雇用・職場環境を整備するとともに、こうした環境の整備を通じた雇用の拡大と県内企業の生産性向上による地方創生について、各地域で地方公共団体や労使を交えて話し合う場を設置することが求められている。

こうした中、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)」が平成30年7月6日に公布され、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(以下「法」という。)第10条の3において、中小企業における取組が円滑に進むよう、国は関係者により構成される協議会の設置等に努めるものとされた。

このため、和歌山県域における長時間労働の削減を中心としたワーク・ライフ・バランスの推進、若者や障害者、高齢者などあらゆる人材の活躍推進、非正規雇用者の労働環境や正社員化を含む処遇の改善、女性の活躍推進等に向けた機運の醸成を図るため、労働施策の重要課題について地域の関係者(政労使団体代表等)と幅広く情報共有、意見交換を行う「和歌山働き方改革推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の構成員等

- (1) 協議会の構成員は構成団体及びオブザーバーとし、それぞれの参画者は別紙のとおりとする。

ア. 構成団体

- ・ 日本労働組合総連合会・和歌山県連合会
- ・ 和歌山県経営者協会
- ・ 和歌山県商工会議所連合会
- ・ 和歌山県商工会連合会
- ・ 和歌山県中小企業団体中央会
- ・ 一般社団法人和歌山経済同友会
- ・ 和歌山県
- ・ 和歌山市
- ・ 近畿経済産業局
- ・ 和歌山労働局

イ. オブザーバー

専門的見地から意見を述べるとともに、各種事業について広報等の協力を行う。

ウ. その他

議題に応じ説明者として、構成員の同意を得て、上記以外の者を参画させることができる。

- (2) 協議会において、必要と認めた場合は、作業部会を設置することができる。

作業部会は、協議会構成員の実務担当者などによる「中小企業・小規模事業者支援部会」とし、中小企業における働き方改革の取組の推進に係る討議等を行う。

3 協議事項

- (1) 和歌山県域における働き方改革の推進に当たり、地域の実情及び課題を踏まえた上で策定が必要となる方針の決定、連携に係る調整その他意見交換・情報共有。
- (2) 法第10条の基本方針に定める施策の実施に関する中小企業・小規模事業者への支援策に係る方針決定、連携に係る調整その他意見交換・情報共有。
- (3) その他必要とされる事項。

4 事務局

本協議会の庶務は、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課の協力を得て、和歌山労働局雇用環境・均等室において処理する。

5 附則

この要綱は平成30年12月17日から施行する。

和歌山働き方改革推進協議会参画者

平成30年12月17日現在

	参画者	備 考
構成団体等	日本労働組合総連合会・和歌山県連合会 会長	
	日本労働組合総連合会・和歌山県連合会 副会長	
	日本労働組合総連合会・和歌山県連合会 執行委員	
	和歌山県経営者協会 会長	
	和歌山県商工会議所連合会 会長	
	和歌山県商工会連合会 会長	
	和歌山県中小企業団体中央会 会長	
	一般社団法人 和歌山経済同友会 代表幹事	
	和歌山県知事	
	和歌山市長	
	近畿経済産業局長	
	和歌山労働局長	
オブザーバー	株式会社紀陽銀行 代表取締役 頭取	
	きのくに信用金庫 理事長	
	新宮信用金庫 理事長	
	日本政策金融公庫和歌山支店 支店長	
	和歌山県信用保証協会 理事長	
	和歌山県働き方改革推進支援センター センター長	
	和歌山県よろず支援拠点 チーフコーディネーター	
	和歌山産業保健総合支援センター 所長	
	和歌山県社会保険労務士会 会長	

和歌山県内の中小企業・小規模事業者のみなさまへ

働き方改革

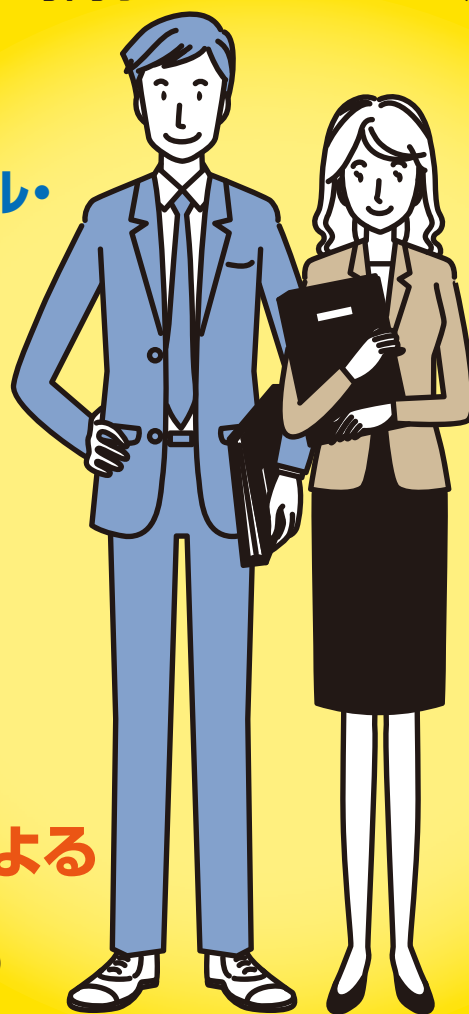
就業規則、助成金、労務管理等の「お困りごと」や「お悩み」を
社会保険労務士等の専門家がワンストップで無料で支援いたします

支援 01
電話・メール・
来所相談

支援 02
セミナー開催

支援 03
商工団体等の
出張相談会

支援 04
専門家による
企業訪問
(オンライン相談可)



例えばこんなお悩み

- ☒ 同一労働同一賃金への対応
- ☒ 時間外労働の上限規制
- ☒ 労働条件通知書
- ☒ 労働関係の助成金の活用
- ☒ 年次有給休暇
- ☒ 就業規則・賃金規定の整備・見直し
- ☒ 育児・介護と仕事の両立
- ☒ ハラスメント対策
- ☒ 建設業と自動車運転業務の労働時間管理
- ☒ 多様な正社員制度の導入
- ☒ 職務分析・職務評価
- ☒ 生産性向上・業務効率化



和歌山働き方改革推進支援センター

☎ 0120-547-888

FAX 073-425-3041

〒640-8317 和歌山市北出島1丁目5番46号
(和歌山県社会保険労務士会 内)

✉ E-mail. wakayama@workstylereform.net

詳細は「働き方改革特設サイト」をご覧ください⇒ <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/wakayama/>

受付時間 平日9:00~17:00(土日・祝日を除く)

専門家による企業訪問の申込み方法

- 裏面のFAX・E-mail用申込書
- お電話によるお申込み
- 右のQRコードからの申込み





Email:

和歌山働き方改革推進支援センター

FAX : 073-425-3041

wakayama@workstylereform.net

専門家による企業訪問 申込書

※オンライン相談も可能です

社労士等の専門家が貴社に訪問し課題解決に向けたコンサルティング支援をいたします
下記の必要事項をご記入の上、FAX もしくはメールにてお申し込みください

申込日： 年 月 日

会社名 事業所名	フリガナ	従業員数 名 (うちパート 名)
所在地	〒 -	業 種
ご担当者名	担当・役職名 ()	
電話番号	FAX 番号	
E-mail アドレス	@	

ご相談内容(□に✓をしてください。複数可)

- | | | |
|---|---------------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 残業を減らしたい | ☐ 同一労働同一賃金への対応 | ☐ 高齢者の就業促進 |
| ☐ 建設業・自動車運転業務の労働時間管理 | ☐ 賃金規定・賃金制度 | ☐ 労働関係の助成金 |
| ☐ 時間外労働の上限規制への対応 | ☐ 職務分析・職務評価 | ☐ 育児・介護と仕事の両立 |
| ☐ 労働時間の削減・労働時間管理 | ☐ 最低賃金への対応 | ☐ ハラスメント対策 |
| ☐ 時間外労働の割増率引上げへの対応 | ☐ 生産性向上・業務効率化 | ☐ その他 |
| ☐ 年次有給休暇 | ☐ 就業規則の作成・見直し | () |
| ☐ 多様な正社員制度の導入 | ☐ 人材不足・従業員採用 | |

【具体的に相談したい内容】

☐ 訪問相談希望日時 ☐ オンライン相談希望日時

●第1希望日 月 日 時～

●第2希望日 月 日 時～

●第3希望日 月 日 時～

個人情報、会社情報につきましては秘密を厳守いたします

お気軽に
お問い合わせください

和歌山働き方改革推進支援センター

〒640-8317 和歌山市北出島1丁目5番46号(和歌山県社会保険労務士会内)

TEL. 0120-547-888 FAX. 073-425-3041

E-mail. wakayama@workstylereform.net